子どもたちにゆたかな学びを保障するために、教職員定数改善、教育予算の増額、 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書

2018年度から学習指導要領の改訂に伴う移行期間が始まった。小学校においては、外国語活動や外国語科の導入が始まり、授業時数増加に伴う調整や、教材の作成などの対応に苦慮している。また、中学校においても部活動指導をはじめ、文科省の調査において「過労死ライン」に達する教員が6割近くを占めたことが明らかになっている。そのような状況の中、中央教育審議会において、教職員が「授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいをもって勤務でき、教育の質を高められる環境」の構築をめざし、「学校における働き方改革」について議論が行われている。

日本は、OECD諸国に比べて1学級あたりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっている。しかしながら、国の予算に占める教育費の割合は先進国中で低位のままである。安定した教育活動を全国的に保証するための義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。独自財源により、ゆたかな教育環境をめざした人的措置を行っている自治体がある一方、財政状況により、定数通りの配置となる自治体もある。その結果、自治体間の教育格差が生じていることは極めて大きな問題である。国の施策として、教職員定数改善に向けた財源を保障し、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。また、保護者負担を軽減し、未来を担う子どもたちへのよりゆたかな学びの環境を創出するためにも、国による教育予算の増額は必要不可欠である。

子どもの学ぶ意欲を引き出し、多様化しているニーズに応じたきめ細やかな教育の実現のためには、条件整備が不可欠である。

よって、政府におかれては、次の事項について配慮されるよう強く要望する。

- 1 子ども、保護者のニーズに応じたきめ細かな教育を実現し、ゆたかな教育環境を整備するため、基礎定数化を含めた計画的な教職員定数改善を早急に推進すること。
- 2 ゆたかな学びの環境を創出し、保護者負担軽減のため、教育予算を増額すること。
- 3 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持する とともに、国の負担を最低でも従前の2分の1まで拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月28日

平塚市議会